

記載例

捨印

捨印

物納（米・現金）に係る申出書

令和〇年〇月〇日

公益財団法人 群馬県農業公社

(農地中間管理機構) 理事長 あて

(農用地の借受者：耕作者)

住所：邑楽町中野〇〇〇〇

氏名：耕作者

印

(農用地の貸付者：所有者)

住所：邑楽町中野〇〇〇〇

氏名：所有者

印

(自署の場合は押印省略可)

農地中間管理事業により、権利設定をする下記農用地に係る賃貸借料につきまして、口座振替による金納に代わり米による物納とすること又は公社を介さず直接現金を支払うことで合意しましたので、申し出いたします。

記

1. 物納の内容

農用地の所在 (市町村・大字・字・地番)	権利設定面積	物納(米)	物納(現金)	始期	終期
		数量 (金額換算額)	金額		
邑楽町〇〇〇〇	1,000 m ²	0.5 倔 (15,300 円)	円	R 8 年	R 18 年
邑楽町〇〇〇〇	2,000 m ²	1 倔 (30,600 円)	円		
邑楽町〇〇〇〇	1,500 m ²	倨 (円)	15,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 5月1日～4月30日	<input type="checkbox"/> 11月1日～10月31日
邑楽町	m ²	倨 (円)	円		
計 (3 筆)	4,500 m ²	1.5 倔	15,000 円	-	-

※各筆の物納(米)数量欄・物納(現金)金額欄はいずれかのみ記入してください。

(/10a・筆)

2. 確認事項

- 物納(米)は主食用米とする。
 - 物納に係る直接支払いについては、公社を介さず、耕作者自らの責任により毎年12月12日までに所有者に対して行う。
 - 物納による紛争が生じた場合は、耕作者と所有者が責任をもって協議し解決する。
 - 耕作者とやむを得ず賃貸借を解除した場合は、所有者との賃貸借も解除する。
- ※公社は、所有者が死亡し、相続人が不明または不在の場合は、耕作者との取扱いを金納に変更し、「1. 物納の内容」に記載の「物納(米)の金額換算額」または「物納(現金)金額」を耕作者から口座振替により徴収し、債権者不確知として法務局へ供託します。